

これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に
関するワーキンググループ報告

平成29年11月22日

目次

I 基本的な考え方

1. 文化財の保存・継承の重要性と活用について..... 1
2. 現状・課題..... 2
3. 文化財の保存と活用に関する考え方..... 4

II 今後の取組の方向性

1. これからの時代にふさわしい文化財(美術工芸品)の保存と活用の在り方
 - (1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方..... 5
 - (2) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の保存と活用をより計画的に進めるための取組..... 7
 - ① 国宝・重要文化財(美術工芸品)の保存活用計画..... 7
 - ② 文化財の適切な周期による修理・整備・美装化..... 10
 - (3) 近代の重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方について..... 11
 - (4) 未指定の文化財の調査研究等..... 11
2. 文化財(美術工芸品)の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開
 - (1) 文化財(美術工芸品)の保存・活用を支える博物館等の機能強化と基盤整備, 地域振興, 観光振興との連携の方策等について..... 12
 - ① 博物館等の機能強化と基盤整備, 地域振興, 観光振興との連携方策等について..... 12
 - ② これからの文化財公開・活用に係るセンター機能の在り方..... 15
 - (2) 先端技術と連携した文化財(美術工芸品)の新たな公開・活用方策..... 16
3. 文化財(美術工芸品)を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保, 及び環境整備の在り方について
 - (1) 学芸員, 保存修理等の専門性向上を含めた保存と活用を促進するための人材育成・確保について..... 17
 - (2) 文化財(美術工芸品)を確実に継承するための環境整備..... 20

別添

- ・「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」改訂案
- ・美術工芸品における個別の保存活用計画フォーマット(案)

I 基本的な考え方

1. 文化財の保存・継承の重要性と活用について

(文化財の保存・継承)

長い歴史の中で伝えられ、守られてきた文化財としての美術工芸品は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない、かけがえのない貴重な遺産である。文化財は、精神的、物質的な豊かさの基盤として地域や国の歴史や文化そのものであるとともに、国際的な交流の中で文化的多様性の理解、対話、協力に貢献しうるものである。また、本物の文化財を鑑賞し、文化財を単なる物としてではなく、唯一無二のかけがえのない存在、事象として捉え、心の中に強く留めることは、人々の心を豊かにし、生きる希望を与えるものである。

日本の美術工芸品の多くは、木や紙、絹などの脆弱な材質によって構成されており、温度及び湿度の変化や紫外線等により損傷劣化が生じやすいため、その文化財に携わってきた皆さんの先人たちにより、それぞれの時代において保存・継承するための様々な努力がなされてきたということを理解することが重要である。現代を生きる我々も保存・継承の途上にあることを自覚した上で、そのようなかけがえのない文化財を次の世代に、未来の人々に確実に継承することが必要である。

このような観点から、我々はこれまでも文化財の保護、保存、継承とともに、展示などの活用を通じて、国民の文化的向上とあわせて、世界文化の進歩に貢献することを基本的な使命としており、これからもこの使命は変わらないものである。一方、社会構造や価値観の変化、過疎化や少子高齢化などが進む中で、これまで文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技だけではなく、文化財を国民、社会の宝として、様々な形で共有し、適切に活用することを通じて新しい文化の創造を促進していくことが求められている。あわせて、文化財を核として歴史や風土等から培われてきた文化を基に、社会環境の変化に対応した新たな発想や手法等を加えることで、社会・地域の文化の魅力を高めていくことも求められている。

(美術館・博物館の役割)

文化財に係る美術館・博物館（以下、「博物館等」という。）については、その本来的な役割・機能を果たすことを前提として、文化財を保護し、次世代に継承しうるよう、各地域の社会的・文化的な背景に適応した形で文化財を収集し、保存、展示等の活用、調査研究、教育などのより積極的な取組を推進することが求められる。このような観点から、博物館等、保存・調査に関わる関係者、社会・地域、住民の協働や参画、その他のコミュニケーションを図る取組を推進することが重要である。

あわせて、UNESCO（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月）において指摘¹がなされているように、博物館等は、その基本機能を中核とすることを前提とした上で、

¹ 前文において「動産または不動産の有形無形の文化遺産と自然遺産を保存し研究し伝達することは、あらゆる社会にとって、また文化間の対話、社会的団結、そして、持続可能な発展にとって、きわめて重要であること」を確認した上で、「ミュージアムが遺産の保管を担うという本質的な価値を有するのみならず、創造力を刺激し、創造産業や文化産業、楽しみのために機会を提供し、世界中の市民の物質的・精神的福祉に貢献するという、ますます大きくなる役割を担っていることも考慮し、加盟各国には、いかなる状況下においても、司法権が及ぶ地域内の、動産または不動産の有形無形の文化遺産と自然遺産を保護し、そのためにミュージアム

社会・地域において経済的な役割を担いことや、収入を生む活動に貢献しうることを認識することが重要である。観光、経済活動に関係して、地域社会や地方の質の高い豊かな生活に貢献するような取組が行われるよう、これまでの文化財に係る保存・継承に関する政策と関連分野とを緊密に連携させながら総合的に推進する必要がある。

(経緯等)

文化審議会文化財分科会は、平成 29 年 5 月 19 日に文部科学大臣から、文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問を受けた（「これからの文化財の保存と活用の在り方について」）。これを踏まえ、同分科会の下に企画調査会が設置され、包括的な検討の最初の課題として、文化財やその取り巻く環境を一体的に捉えた取組と地域振興について、文化財保護法の改正も視野に入れた検討を行った。企画調査会の下に設置された本ワーキンググループにおいては、文化財の保存と活用に対し、提示された政府方針²等も踏まえつつ、これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する専門的な事項について 6 回にわたる議論を経て、このたび、とりまとめを行ったものである。

文化財はその歴史的価値、学術的価値、芸術的価値において公共財としての性格を有しており、文化財を公共財として社会・地域全体で保存し、活用するために、保存・修理・管理に対する取組を充実するとともに、それぞれの文化財に適した活用を図ることで次世代への継承を確実にする文化財の保存及び活用のシステムを構築し、支えていくことが必要である。

2. 現状・課題

(現状)

国宝・重要文化財としての美術工芸品は、現在、文化財保護法に規定されている 7 部門（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）の文化財類型に応じて 10,686 件（うち国宝 885 件）が指定（平成 29 年 9 月現在）されており、各所有者等³の管理により、それぞれの観点から保存・活用のための措置がとられている。こうした制度は、文化財の特性に応じてきめ細かい保護措置を図るためには有効な制度として機能している。

一方で、所在不明の国指定文化財は、平成 29 年 3 月末時点において、164 件となっており、国は、①所有者への直接の連絡による所在情報把握、②都道府県教育委員会を通じた定期的な所在調査・情報共有、③インターネットなどを通じた売買の状況等の把握などの調査を継続して行っている。

の活動とコレクションの役割を支援するという責任がある」と記している。また、イントロダクションにおいても「1. 文化及び自然の多様性の保護と振興は、21 世紀における主要な課題である。この観点から、ミュージアムとコレクションは、自然と人類の文化の有形無形の証拠を安全に守るための、最も重要な機関である」とした上で、「2. ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。」また、「15. ミュージアムの主要機能は、社会にとって何よりも重要なものであり、単なる財政的価値に換算しえないことを認識すべきである」と記している。

² 参考資料 15 頁参照

³ 所有者の内訳は、社寺 56.8%、法人 16.1%、国・独法 14.4%、個人 6.6%、その他（地方公共団体等）6.2%（平成 29 年 29 月 9 日現在）

また、国指定文化財の展覧会等への出品による公開は、展覧会数が年間約 200 件、出品件数が約 1,200 件となっているが、文化財保護法 33 条に基づいた国指定文化財のき損事故届の件数は年間約 20 件（地震によるき損件数を除く）となっている。

国指定文化財以外の状況については、地方公共団体による指定が行われており、平成 29 年 5 月 1 日現在、美術工芸品の指定件数は 53,143 件（都道府県 10,347 件、市町村 42,796 件）となっている。未指定の文化財を含め、地域によって調査研究、資料収集などの対応については差がある。

（文化財公開・活用の充実に向けた課題）

近年、特に観光の観点から文化財の公開に対する社会的なニーズが高まっている。文化財保護法上の公開承認施設⁴等の博物館等に対する調査⁵によると、教育普及、企画展示など、国指定文化財の公開ニーズの高まりや公開による活用を充実することにより来館者増につながると考えている割合が高い。

一方で、公開・活用を充実させるためには、様々な課題がある。実施した調査について回答のあった約 2 割の館では、国指定文化財を扱う専門分野の学芸員が不在の状況にある。また、文化財の芸術的、歴史的価値や学術的価値、芸術的価値を損なわないように保存、公開、修理等に必要な保存環境や保存科学を専門とする職員を約 7 割の館が配置しておらず、学芸員の年齢構成を踏まえた計画的な配置がなされていないため、現場での知識・技能が継承されないことが課題であることなどが挙げられた。更に、保存科学に関する研修・講座の受講状況は約 4 割となっており、専門学芸員の不足や育成に対する計画が立てられていない、学芸員間で文化財の取扱いの習熟度にばらつきがある、研修の回数を増やして多くの学芸員が研修受講可能となる環境づくりが必要などの意見があった。

あわせて文化財を保存・活用するための環境整備が急務となっている。展示設備の課題として、気密性のある展示ケースがなく適切な温度及び湿度の管理が行えない、建物及び展示ケースの免震機能が十分ではない、収蔵展示収蔵庫の老朽化や空調設備の不備など多くの課題が挙げられた。また、国指定文化財の公開に際し、公開日数、移動回数などが一律に提示されているが、材質的に脆弱なものと耐久性の高い文化財があることを踏まえ、国の「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成 8 年）」については、材質、形状、保存状態などを踏まえ、き損の可能性が低い文化財は公開期間の延長を認めるなどの見直しを行ってはどうかという意見があった。

大前提として、我が国の美術工芸品は、紙、絹、木材などの素材や形状、構造等が極めて脆弱なものもあり、公開や調査などのために文化財の移動や取扱いの機会が増加することは文化財の劣化を促進し、き損の可能性を高めることでもある。また、海外の博物館等にある油絵や石像などのように、恒常的に展示を続けることは難しいこともあることを踏まえる必要がある。

（所有者等の課題）

社寺、法人、個人等の所有者においては、過疎化・高齢化等による無住社寺の増加や支援者

⁴ 博物館等、国宝・重要文化財の所有者（管理団体を含む）以外の者が当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要とされているが、文化財の公開・活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届出で足りることとされている（文化財保護法第 53 条）。この承認を受けた施設を公開承認施設という。

⁵ 参考資料 3 頁：平成 28 年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」

の不足等によって文化財の管理体制が十分でないこと、また、維持管理の費用や税等、所有者の負担が大きい状況によって管理が十分に行えないことなどから文化財の散逸・消滅の危機に直面している。

さらに、文化財の日常的な維持管理に関しては以下のような課題がある。

- ・修理費の所有者負担が大きく必要な修理が行われない。
- ・自然災害等への予防や突発的な事態への対応が十分にできていない。

また、修理に関しては以下のような課題がある。

- ・修理に必要な紙、絹、漆、木材等の材料や刷毛や^{はけ}や^{すげた}等の道具類、修理技術者などの将来の担い手が十分に確保できず、修理技術の継承が困難な状況にある。
 - ・自治体における保存科学、修理などの知識・技術を有する専門家の配置が不十分である。
- 一方で、文化財の公開その他活用に向けて、以下のような課題がある。
- ・防災・防犯設備の不備・老朽化が進んでいる。
 - ・収蔵庫、展示のための空調設備や地震対策等の不備・老朽化に対し、十分な対応が図られていない。
 - ・公開のための解説、リーフレットの作成や Web 上での情報発信、デジタルアーカイブ化などが不十分である。
 - ・博物館等の数が増大する一方、社会の新しいニーズに対して迅速・適切に対応する人員・設備等の基盤整備が不十分である。

3. 文化財の保存と活用に関する考え方

文化財保護法第1条にその目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている。保存と活用を共に尊重し、多くの人の参画を得ながら、文化財の継承と地域の持続的な維持発展を共に目指すことのできる方策を模索し、文化財保護制度をこれからの時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要である。

文化財を公開することによって、文化財への負荷をかけることは避けられない。したがってその負荷の累積値をいかに減らしていくかという努力が保存と活用、保存と公開のバランスをはかることである。文化財は適切に保存されてこそ将来にわたって多くの人々の鑑賞機会の拡大や学術的な研究の進展が得られるなど、様々な活用の可能性が期待されるものである。このようなことを踏まえ、文化財の次世代への継承には、文化財の大切さを多くの人々に伝えていくことが必要不可欠であり、文化財の普及啓発のためにも文化財の適切な活用を推進していくことが必要である。

個々の文化財に対して、収集、調査研究、保存、展示による公開などその他の活用の在り方を総合的に捉え、保存と活用の方策を検討する必要がある。文化財の「活用」とは、文化財の展示やデジタルアーカイブ化による公開にとどまらず、調査研究の成果や保存修理後の状況等も含め、時代の要請に合わせた文化財の歴史的価値、学術的価値、芸術的価値を社会により広く、魅力あるものとして提示する方法を検討する必要がある。

現在に残された文化財は、先人の不断の努力により守り伝えられてきた貴重な財産であり、これらの文化財を次世代に確実に継承しようとする「意思」があつてこそ文化財を次世代に継

承することができることを踏まえ、「文化財を大切にす文化」の醸成が重要である。

文化財の公開のためには修理が必要不可欠であり、文化財を修理し保存することの重要性を広く周知することが必要である。修理は材料や技法などを含めた文化財の背景にある歴史そのものを調査研究することから始まるものであり、調査研究によって得られた情報がその文化財の価値をさらに高めることを踏まえ、保存を前提としつつ修理を行い、様々な活用を通じて社会に還元されることで理解醸成に繋がり、ひいては保存の基盤となる財源や人材の更なる強化を生むという好循環を作り出すことが重要である。その際に美術工芸品のもつ脆弱性についても十分に留意する必要がある。

全国の博物館等の大部分が小規模館であること、博物館等の具体的な課題等を踏まえ、これからの新しい時代に向けての文化財の保存と活用の在り方を検討するとともに、我が国の宝である文化財を将来に確実に継承するため、国内外の子供・若者・高齢者・障害者・外国人を含むあらゆる人々が文化財に触れ、文化財の大切さを認識する機会を拡大することが必要である。

国は、都道府県や市町村の状況を考慮した文化財の保存と活用に係る方針をまとめることが必要である。

II 今後の取組の方向性

1. これからの時代にふさわしい文化財(美術工芸品)の保存と活用の在り方

(1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方

(国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項)

国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。一方で、我が国の美術工芸品は材質が脆弱なものが多いため、文化財の材質、形状、保存状態等を踏まえながら、伝統的に季節に合わせた期間での文化財の入れ替えや、曝涼などの機会に公開するなどの取組が行われてきた。

このような取組の実績を踏まえ、国は、これまで半世紀以上にわたり所有者等以外の者が、移動を伴い保管施設以外の博物館等その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たり、所有者等に対する指導・助言を行ってきた。その過程で、平成8年に、国指定文化財を永続的に保存・継承していくため、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」⁶を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを示し、これに基づき適切な取扱い等を行うことが望ましいとしてきた。一方、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化⁷などから、様々な材質、形状からなる美術工芸品の取扱いに対し、一律の公開日数などを求めるのではなく、石、土、一部金属品などの材質等を踏まえた、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいとの指摘もある。そのため、これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案し、重要文化財等の材質、形状、保存状態を踏まえた取り扱いの在

⁶ 現行要項の公開日数は、き損の著しい物を除き、原則①公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内、②①に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内、照度は原則として150ルクス以下と規定されている。

⁷ 文化財への負担については、休館日や夜間開館の在り方等についても考慮し、総合的に判断すること。それらを踏まえて、定期的な点検を実施することが重要である。

り方について、より丁寧な説明を含めた指針としての見直しを検討した⁸。

例えば、個々の文化財について、特に保存状態に問題が生じないと考えられるものについて次のような措置とする。

- ・ 材質が石、土、金属⁹等で作られたものについては、公開日数の上限を年間150日に延長
- ・ 個別対応において専門的な助言を得ながら、次の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合については、公開日数の上限を年間100日まで延長することができる
- ・ その他、材質や種類等を踏まえた個別の重要文化財等の公開における留意事項として公開日数や照度等の目安を記載

このように、保存状態に問題がなく、材質が石、土、金属等の文化財については、公開日数の上限を延長することや、公開日数を目安とした上で、個別対応において、専門的な助言を得ながら更に延長することがあり得ることを明確にすることなどが考えられる。ただし、き損や劣化の程度が著しく、応急処置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損や劣化が進行する恐れがあり、抜本的な修理が行われていない、又は、抜本的な修理が行われても甚大なき損や劣化の懸念が払拭されない、材質が極めて脆弱である、寸法が特に大きい、形状が複雑であるなどの理由により、移動による劣化の進行やき損等の危険性が極めて高いと考えられるものは、これまでの要項における原則を踏まえた対応をする必要がある。

その際、文化財に与える負荷やリスクはゼロではないことを踏まえた上で、どのような負荷が生じる可能性があるのか、また、それらのリスクについて、所有者等と展示などの活用に係る関係者との十分な合意形成を図ることが重要である。また、具体的なリスク可能性(危険性)に関する調査研究を行うことが必要である。

重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ、専門的知識に基づいた責任ある学芸員や保存担当者等が状況に応じた判断を行う必要がある。このため、学芸員等が公開のため対象の重要文化財等を扱う時には、その特性や状態について十分把握した上で実施することが必要である。また、公開を実施する施設の施設長は、対象の重要文化財等の公開に責任を持ち、公開に伴うき損や劣化が起こらないよう、適切な管理体制を組織する必要がある。

(博物館等における対応)

博物館等は、これまでも文化財の収集、調査研究、保存、展示などの活用を進める中で、国内外における取組を通じて、我が国の文化の継承、国際的な文化的多様性の理解促進など大きな役割を果たしてきた。

このような博物館等に対し、多くの人々に文化財を鑑賞する機会を拡大する新たなニーズとして、博物館等における夜間開館等の開館時間の延長、開館日数の増など弾力的な対応や、ファンドレイジング、ユニークベニュー¹⁰としての活用、高精細レプリカの活用による展示や地域におけるアウトリーチ活動、デジタルアーカイブ化の利活用¹¹等の新たな手法を導入した取組の実施を期待する指摘がある。このような新たな需要に対応する公開の指針や、文化・観光

⁸ 別添1参照

⁹ 金属製の彫刻や主に銅製品などの工芸品、考古資料における金属製品を指す。

¹⁰ ユニークベニューHANDBOOK 博物館・美術館編(観光庁) <http://www.mlit.go.jp/common/001032753.pdf>

¹¹ 政府の「知的財産推進計画」2017において、文化財に関するデジタルアーカイブの共有と利活用の今後の方向性が提言されている。

の拠点となる博物館等の施設や関係の民間団体等との連携を強化するため、博物館等のマネジメント改革に向けたガイドラインの策定が必要である。

あわせて、観光分野の関係者にも文化財の保存管理について十分に理解が得られるようにすべきであり、文化財の活用に伴い、文化財は劣化していくことをしっかりと理解した上で活用する必要がある。

博物館等が収蔵する文化財のデジタルアーカイブ化を進め、広く社会に共有することが重要である。現在、改善が図られている文化遺産オンライン¹²を積極的に活用し、収蔵する文化財を公開することなどが期待される。また、現在、展示のニーズが高い文化財だけでなく、例えば美術史上、非常に価値の高い文化財などを国内外に発信し、その価値を共有し高めるような組織的、中長期的な取組が必要である。

文化財の修理作業の現場を一般に公開している例がある。文化財のき損等が発生しないような最大限の配慮を行い、所有者・関係者の理解を得ることを大前提とした上で、多くの来館者が修理の現場を見ることで保存修理の大切さへの理解や、後継者の育成・確保の重要性に関する理解を醸成するような取組を推進する必要がある。

(2) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の保存と活用をより計画的に進めるための取組

① 国宝・重要文化財(美術工芸品)の保存活用計画

文化審議会文化財分科会企画調査会において、文化財の保存・活用の考え方を明確化し、文化財の確実な継承を図るため、「保存活用計画」を法律上に位置付けることが提言された。この方針について、国指定文化財の美術工芸品については、その種類や性質などが大きく異なることを踏まえて検討を行う必要があるが、その基本は、①所有者が主体的・計画的に文化財を適切に保存し、日常的な維持管理を図りながら、②保存と活用を図る長期的な展望としての現状の把握と、将来的な課題を理解・共有し、今後の基本的な保存、修理、活用を図る計画を示すことで所有者等の支援となることが重要である。

また、そのような展望を保存活用計画として策定するため、その具体的な構成及び内容は、対象とする美術工芸品の種別・材質・形状等の相違や活用方針等により異なるため、国が、具体的なフォーマットや、手続きなども含めたマニュアルなどを示すとともに、所有者等の適切な保存管理を支援する方策を検討し、所有者等へ提供する必要がある。

これまでも地域の博物館等、自治体¹³、文化庁、専門家などが協議して所有者による文化財の管理を支援してきたことを踏まえ、所有者等が保存活用計画を策定する場合においても同様に支援を行い、文化財の保存や活用に関する方針等を共有及び必要な合意形成を行うことによって、所有者等による主体的・計画的な保存と活用が円滑に促進されることを目的とすることが有効である。

文化財類型を横断する共通的な留意点として、まず、保存活用計画を作成する単位が上げられる。文化財指定一件当たり一計画とすることが基本であるが、同一の所有者が複数の文化財

¹² <http://bunka.nii.ac.jp/>

¹³ 美術工芸品については、原則、所有者の住所地の地方公共団体が支援者となるが、文化財の所在地の地方公共団体が支援者となることも想定される。なお、現行の保護法上の諸手続と同様、保存活用計画作成後は所有者及び所在地の双方の地方公共団体に共有する。また、博物館等の職員も支援者となりうる。

を所有している場合は、必ずしも一件当たり一計画とせず、複数の文化財を一つの計画にまとめることも可能とするとともに、重複指定された文化財¹⁴の場合は、全体としての整合を図るため一つの計画として整理することが考えられる。なお、建造物その他の重要文化財をあわせて所有する者の場合は、それらを一括して管理できるような方策を具体的に検討する。

また、原則として、全ての指定文化財に対し策定を奨励し、国の指定後、策定することが期待される。既指定の美術工芸品は、修理時や所有者が希望する場合に順次対応するとともに、所有者等（管理団体含む）が策定した計画は、文化庁、関係自治体と共有することで、今後の適切な保存管理を可能とすることが重要である。

文化財(美術工芸品)を公開するにあたり、防災・防犯、警備上の問題、公開する施設の有無、人員の配置、設備投資や人件費等に関する問題が生じ、耐震補強や免震設備等の自然災害対策への対応が必要になる。このような点についても所有者等が自ら確認し、関係者の支援を受けながら必要な対策を講ずるような仕組みとして検討することが考えられる。また、保存状態に関する専門家の知見などが得られる場合は、その内容を記載し、日常の維持管理や修理等の参考にすることなどが考えられる。

文化財(美術工芸品)の保存活用計画に関する記載共通事項については、美術工芸品の多様な材質、形状、保存形態などを踏まえつつ、基本的に必要な事項、及び個々の文化財に応じて記載することが期待されるものを整理する必要がある。

その上で、長大性、多量性を有する文化財や圧倒的に数が多い一括資料群、脆弱性、堅牢性、文化財建造物の構成要素の一部となっているものなど、それぞれの美術工芸品の特性を踏まえ、必要な記載項目や配慮事項などを提示するとともに、文化財保護法上の公開承認施設や所有者の状況等に応じて記載項目を一部免除することなど、具体的に検討し提示する必要がある。また、全ての美術工芸品に共通する基本的な記載項目、及びフォーマットは所有者等の負担を考慮した簡潔なものを提示する¹⁵。

【共通する記載事項例：イメージ】

- ① 文化財の基本情報（名称、品質形状、員数、寸法、指定年月日、種別、指定番号、文化財的価値の記述、所在場所、修理履歴、移動公開履歴、その他）
- ② 保存環境の整備と維持
 - ・施設（耐震・耐火、集客、管理動線）
 - ・設備（防犯・防火、温湿度管理、照明、収納設備、展示設備）
 - ※予算措置の有無
- ③ 防災・防犯
- ④ 日常管理・修理
 - ・文化財の保存状態（損傷状態、修理等の必要性及び緊急性、修理事業の計画）
 - ・管理の人的要件（体制、取扱習熟度、夜間や不在時の対応等）
- ⑤ 活用

¹⁴ 同一又は近接の文化財が複数の文化財類型に指定されている場合。例えば、史跡指定された敷地に建つ建造物が重要文化財に指定されている場合や、重要文化財指定された建造物内の障壁画が重要文化財（美術工芸品）に指定されている場合等考えられる。

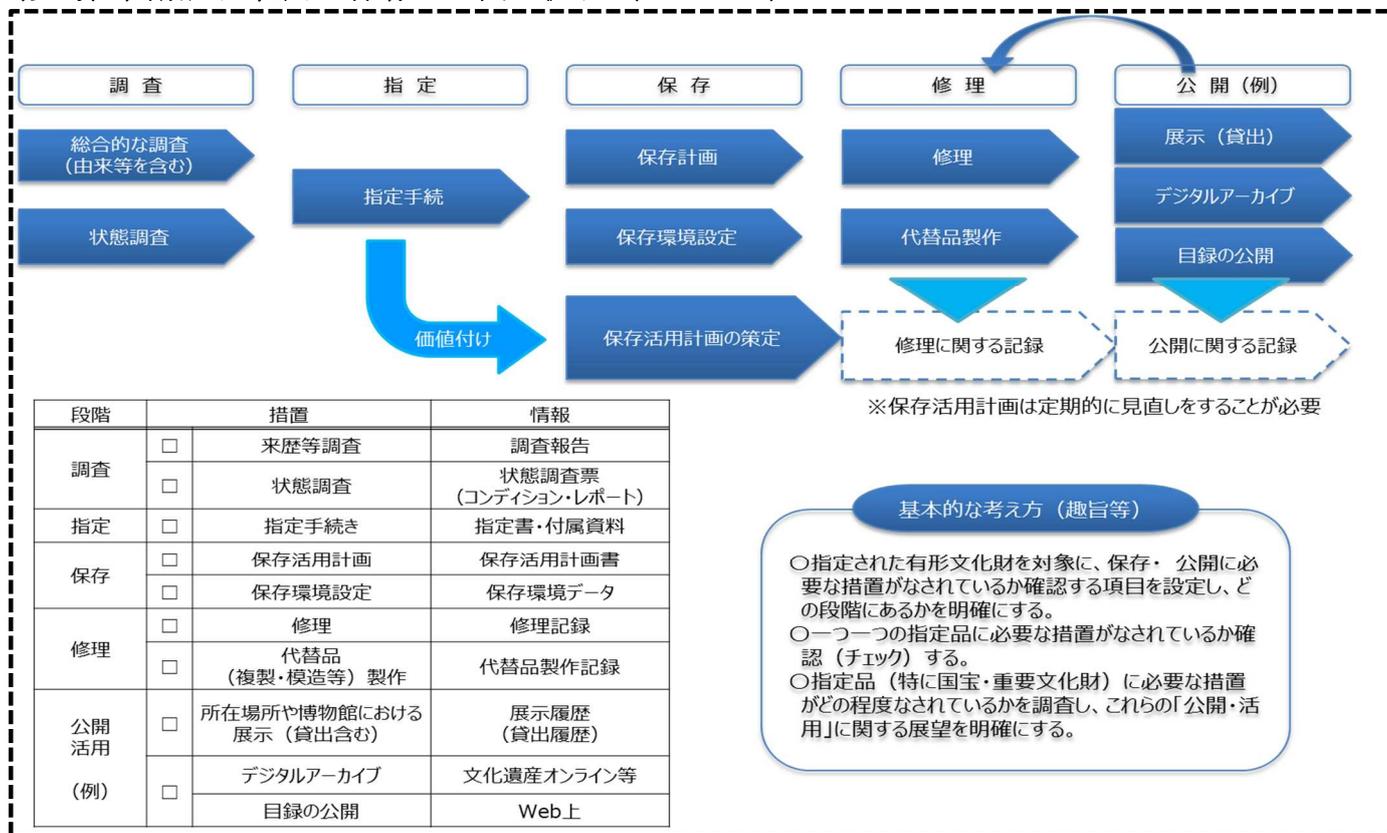
¹⁵ 別添2参照

- ・作品の展示・公開，普及啓発用の代替物・代替メディア（高精細レプリカ・高精細画像など）等二次資料の作成等
 - ・調査研究
 - ・展示，貸出，複製，熟覧等に対する取扱いの方針，活用に当たっての留意点
- ⑥ 記録・計画の保存・更新
- ⑦ 行政手続き（文化財保護法上の必要な手続きに関する対応事項）
- ※ 策定後の修理履歴，調査や修理を通じて発見された歴史的・学術的・芸術的ななどの文化財の価値は追加記録し後世へ継承されるようにする。

文化財の公開その他活用の例¹⁶としては，①歴史的・学術的・芸術的な価値を公開し活用される手段，②教育普及活動，③地域振興・観光振興，④その他二次的な活用を意識した方策や対応の例を提示しつつ，脆弱な文化財を活用する際の留意点等を保存状態等に応じて記載する。具体的な活用例には，以下のようなものが考えられる。

- ・定期的な公開（通常の所在地／博物館等）
 - ・一般的な情報提供（リーフレット等刊行を含む）
 - ・Web上での公開（歴史的・学術的・芸術的価値，目録，可能な範囲での修理中の状況，修理後など）
 - ・デジタルアーカイブ化による公開
 - ・目録の作成・公開
- 等

(参考) 国指定文化財 保存・公開の流れ (イメージ)



¹⁶ 活用に当たっての留意点などは，所有者等の参考となるよう具体的に今後作成するガイドラインにおいて列挙する。

あわせて、これらの仕組みを支える地方公共団体の文化財担当者、博物館等の学芸員等の専門性向上を図るため、必要な研修等を充実するとともに、後述する国のセンター機能において、保存活用計画策定のための具体的な支援機能を検討するなど、文化財の保存・活用を支える幅広い基盤整備を行う。

② 文化財の適切な周期による修理・整備・美装化

(文化財の適切な周期による修理・整備と活用)

紙・布・木材・漆などの脆弱な材料からなる文化財を活用できる状態に維持し、継承するためには、専門家が定期的に個別の状態を把握し、文化財の価値を失うような損傷を防ぐために、計画的な修理が必要である。このような修理周期は、これまでの知見・実績等を踏まえると、適切な修理のサイクルは約 50 年と考えられるため、この修理周期を目安として文化財の修理と保存を計画的に対応することが必要である。

文化財の修理周期を約 50 年としても、一つの文化財を同一人物が修理することはないため、所有者等が修理履歴を記載するカルテの作成が有効である。また、修理後のフォローアップや評価の在り方についても検討が必要である。前述の保存活用計画において、保存状態とともに修理履歴や新たに行う修理の必要性などが記載されることが望まれる。

適切な修理時期に対応し確実に保存・継承するためにも、公費投入によって修理された文化財については、修理後の状況などを含めた文化財の状況をデータベース化し、情報公開することが必要である。修理後は、文化財の保存修理に対する教育や理解醸成を幅広く実現するため、①修理状況等の情報提供、②修理後の博物館等における展示、③文化財解説プログラム作成やガイドツアーなどの実施等による活用が期待される。なお、修理に関する公開については、文化財が秘伝など宗教的な要素もあるので十分な議論を行うことが必要である。

(文化財の美しさを取り戻す「若返り」のための美装化¹⁷⁾)

所有者の高齢化や地域の支援者等による日常的・定期的な見守りが困難になっている中では、専門家による定期的な点検を兼ねた文化財のカビ・錆・埃等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具作成¹⁸⁾等の行為も必要である。このような本格的な保存修理だけでなく、文化財の美しさを取り戻す「若返り」の取組を推進することで、本格修理の周期も延び、長期的には修理費用の軽減にもつながるため、より多くの文化財を公開するなどして活用することが可能となる。

文化財は公共財であり、文化財修理を未来への投資として捉え、国は文化財の適切な周期による修理・整備・美装化への支援を充実することが必要である。また、民間事業者が公共財としての文化財活用に参画する場合、文化財の保存と活用によって次世代へ伝承するための修理・整備などにつながるような文化財修理への理解醸成や、生じる利益を文化財の保存修理に還元されるシステム構築が必要である。

¹⁷ 美術工芸品における美装化とは、塵や埃などによって資料の価値の明瞭さを欠かないようにする日常的な保全行為ととらえられる。

¹⁸ 参考資料 32～34 頁

(3) 近代の重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方について

近代の文化財の保護の必要性の報告¹⁹を受け、文化庁は平成8年に文化財保護法を改正したが、歴史資料分野においては指定基準に「科学技術」を追加し重要文化財指定を推進してきた。現在までに、人物関係資料6件、文書・記録類18件、写真・映画フィルム17件、機械類21件、その他1件の計63件が重要文化財に指定されている。

近代の有形文化財は文化財類型を超えて、保存性の低い工業製品を原材料とする事例が多い。鉄製品の錆や紙の酸性劣化の問題など、その保存・活用を図る上では予防的措置を含めた維持管理がさらに重要となるなど、前近代の文化財とは異なる対応が求められる。また、文化財価値を継承する上において、修理や維持管理の方法論をさらに定形化、一般化させるために、関係機関がより一層連携して調査・研究機能を強化するとともに、修理事業の実績を増やして修理設計者、修理技術者を養成する必要がある。

1件1万点を超える行政文書など多量性を有する文化財や、船舶など大規模性、複雑性を有する文化財²⁰は、所有者がその文化財の価値や損傷状況について全体的な把握をすることが困難である。このため、文化財の保存と活用上においては、中長期的な計画のもとに所有者の日常的、自主的な保存・活用の円滑、適切な実施を図ることが必要と認められることから、特に保存活用計画の策定を推奨し、その策定に対する支援策を講じる必要がある。

近代の文化財は、文化財としての評価が定まっていないものが多い。一方、生産現場は効率性を重視するため、同所に伝来する使用停止となった機械類などの文化財は、保存性の低い材料等が使われることや保管スペースが確保できないことから、劣化、廃棄が進行している。このような近代の文化財の特質を踏まえると、文化財の評価を確立させるために、産業技術をテーマとする博物館等の機能を強化し、収集・保管、調査・研究、展示・普及、修理等の機能を充実させることが必要である。

(4) 未指定の文化財の調査研究等

全国に所在する国の指定品以外の文化財も我が国の歴史・文化の解明にとって欠かすことができない。これらの文化財の散逸・亡失を防いで基本的な保存対策を計画し、地域での展覧会等を通じてそれらの歴史的価値、学術的価値、芸術的価値などを新たに伝えるための調査研究²¹への支援が必要である。

特に地方の文化財に関する悉皆調査を通じて、調査が困難で目録化がされていない一群一括の未指定品を保護の対象とする方針を明確にすることが重要である。調査結果については、未指定の文化財の歴史的、学術的、芸術的な価値付けを新たに行うためにも、その成果を目録化したり、データベース化を推進することを通じて、それらの文化財の価値が社会に共有されることが重要である。

これらの取組を通じて、新たに見いだされ、価値付けされた未指定文化財を博物館等に展示

¹⁹ 平成8年、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議の報告（美術・歴史資料分科会）において、「近代の資料等の多くは社会変動や生活様式の変化、技術革新、経済の効率化等によって、散逸や消滅の危機に当面する。」「我が国の歴史と文化への理解を深める上で重要な遺産となるべきものが多く含まれ、後世に伝えていくことが必要である。」とされ、これを受けて平成9年より指定が開始された。

²⁰ 参考資 30～32 頁

²¹ 参考資料 34 頁

し、地域の歴史や魅力を新たに発信することは日本文化の発信、地域の活性化に貢献し、展示の多様化を図ることにもつながる。また、来館者の観覧希望が多い既指定文化財の展示を頻繁に行うことによる特定の文化財への負荷を軽減することにもつながる。

また、国や地方公共団体は、これらの取組を受けて多量の資料群をなす場合もある美術工芸品の調査の困難性、特殊性を踏まえつつ、歴史的・学術的・芸術的な価値の高い未指定のものも含めた指定の取組を積極的に進め、地元の博物館等や所在地における展示や、地域との連携によるアウトリーチ活動、地域振興、観光振興に資する活動などにつながるような取組を推進することが重要である。

国が指定していない地方指定の文化財等の調査や、過去の調査研究を見直すこと等で新たな歴史的価値、学術的価値、芸術的価値を見出すこともあり、国、国立文化財機構、各県の中核的な博物館等と地方公共団体が協力して行う調査研究を進めた結果として地方創生の取組につながる例²²もある。このような観点から、地域に根付いた調査研究を含めた適切な活用のシステム構築への支援が必要である。

2 文化財（美術工芸品）の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

(1) 文化財（美術工芸品）の保存・活用を支える博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携の方策等について

① 博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携方策等について

(博物館等における教育普及等の取組)

地域や海外での鑑賞などのニーズを調査し、その価値を十分に認識した上で公開するなど、活用における質的向上を図ることが必要である。また、文化財の歴史的価値、学術的価値、芸術的価値やストーリーを分かりやすく伝えるための公開の在り方、広報、情報発信を行うためのプログラムが必要である。

それらのニーズを踏まえ、博物館等が地域文化発信の核となるとともに、子供・若者・高齢者、障害者、外国人などを含め、あらゆる人々が文化財を鑑賞する機会が得られるようなアウトリーチ活動、文化財の出会いにつながるデジタルアーカイブの利活用、展示環境の工夫などの取組を推進することが重要である。

また、博物館等において、文化財をはじめとする博物館資料の鑑賞・観察から主体的な気づきや学び、思考の広がりが見られるような教育プログラムが一層充実し、学校等のよりよい利用が促されるよう配慮することも必要である。教育委員会、学校等との連携により、美術をはじめとする様々な教科や総合的な学習において、主体的・対話的な授業づくりにおいて文化財等の資料を活用することが期待される。

(博物館等と地域振興、観光振興との連携方策等)

地域振興・観光振興の観点から、博物館等の専門性を活かしつつ、文化財、地域の歴史、食・伝統行事などを生かした参加体験型プログラムの実施、ツアー企画試行など誘客活動、多言語化等を博物館等と地域の複数の文化施設等と学校、社会教育施設など教育機関、民間企業、NPO、日本版DMO²³等がそれぞれの機能を有効に生かしながら連携して展開するモ

²² 参考資料 35 頁

²³ 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地

デルとなる取組を支援することが必要である。

地域振興、観光振興の関連から、博物館等の情報について国内外発信機能の強化が重要である。多言語化も含めた情報発信の充実や、日本政府観光局（JNTO）、旅行会社のウェブサイト掲載等を積極的に行うなどの取組が期待される。また、博物館等の専門性を活かし、歴史的・学術的・芸術的な知識・理解を得られるような機会を設けた解説付きツアー、ホテル業界との連携によるトリップ・ツアーの企画・実施など関係機関との連携による新たな取組が期待される。

夜間開館、文化的背景を踏まえたわかりやすい翻訳と内容の質を担保する多言語化への対応は時間と予算が必要である。また、夜間開館、多言語化、ユニークベニュー、高精細画像の商業利用提供等について、実施前のマーケティング的視点の検証が必要であり、実施後の検証・評価から更なる改善のプロセスが不可欠である。一方で、それらに対応する体制が各館では整っていないのが現状であるが、博物館等が主体的に判断や対応ができるような取組を支援することが重要である。

文化財の鑑賞において、例えば、展示ケース越しではなく、元々あった場所で鑑賞機会を提供する取組や、ゆったり鑑賞できる環境を整えることで、海外からの観光客も含めた多くの人々の文化財に対する理解が深まると考えられる。文化財の修理について、海外の博物館等では修理されている場所を観光客が見学できる施設もあり、セキュリティの問題にも留意しつつ、文化財のき損のないよう最大限の配慮を払い、所有者・関係者の理解を大前提とした上で、このような取組の推進を通じて文化財を修理し保存することへの理解や修理のための職人の確保につながるような取組を支援することも必要である。

あわせて、文化財を観光等に活用するにあたり、修理保存を図るためのクラウドファンディング、ソーシャルインパクトボンド等を文化財への投資として、修理に必要な資金調達の多様な手段として考えることも必要である。

(博物館等におけるデジタルアーカイブ化と利活用)

デジタルアーカイブ化の構築は、文化財の保存・活用の基盤となるとともに、文化財を通じて我が国の文化を海外へ発信することに大きく寄与するものである。そのため、国等においては、全国的な観点からの公共財として活用が図られるデジタルアーカイブの基盤整備とともに、集約されたメタデータのオープン化を推進する必要がある。

当面は、「文化遺産オンライン」を中心に、国が基礎データとなる全国の博物館等の収蔵品データ等の蓄積を行い、後述の「②これからの文化財公開・活用に係るセンター機能」におけるデジタルアーカイブ化及び利活用促進に関するモデルとなる取組が行われることが期待される。また、博物館等としては、収蔵品や展覧会実施の情報などを文化遺産オンライン等に入力・発信することに取り組むとともに、利活用された情報を参考に、収蔵品や、現在収蔵していない文化財に対する関心度などを把握することなどを通じて、様々なニーズにこたえた展示やサービスを提供できる「対話する博物館等」へ進化する契機となることが期待される。

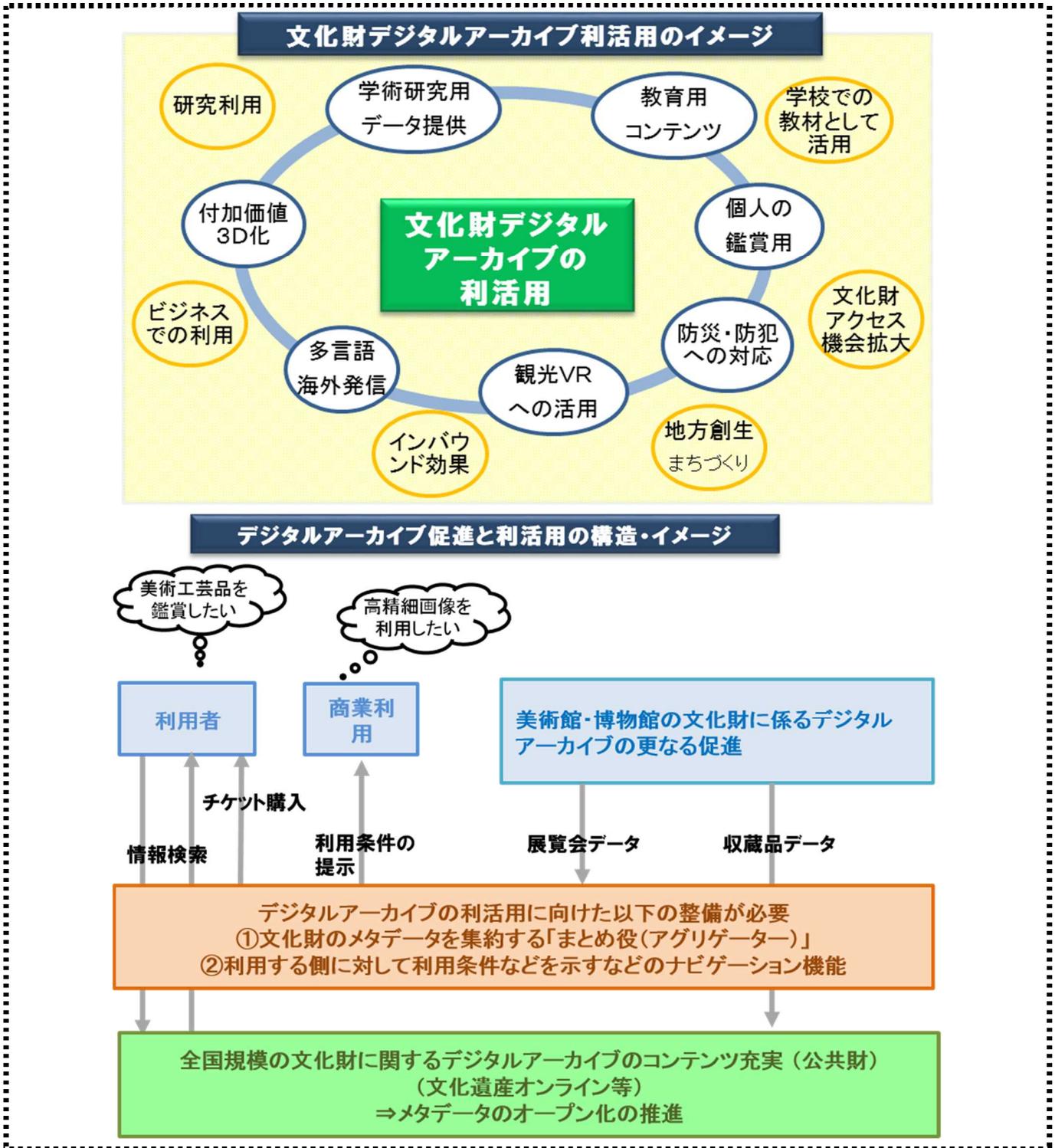
一方で、インターネット等で様々なものをヴァーチャルで見られる機会が増えおり、本物を

域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

(参考： http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000048.html)

見ることを尊重する心や文化財が先人の不断の努力により守り伝えられてきたという意識が醸成されない可能性があるため、ヴァーチャルなもの扱いについて十分に方針を立てることが必要である。

(参考) 文化財のデジタルアーカイブ化 ・ 利活用の促進



掛軸など、長期間展示できないものの代替として、デジタル化は非常に有効である。ただし、最先端の技術でデジタル化をしてもすぐに陳腐化するため、個別の博物館等での維持も大変であり、媒体も短期間で更新されることを踏まえると、デジタル化を推進する大きな仕組みが必

要である。例えば、デジタルアーカイブと民間事業を接続し、利活用するような海外の博物館等におけるシステムを参考に、国宝・重要文化財等に対する意識を醸成し、あわせて民間ビジネスを派生させることも可能になる。あわせて、①文化財のデータを集約し、まとめ役(アグリゲーター)とともに、②教育、研究、観光、商業利用など様々な利用者側の視点から利用しやすいように、あらかじめ利用条件の提示やプランを想定した上で利活用が促進されるナビゲーションを可能とする機能を有するシステムを設計することが期待される。

(博物館等の体制等)

都道府県の文化財担当部署等に保存・修理に関する専門家職員を配置し、所有者や博物館等からの相談に対応する体制を整えることが必要である。また、このような体制を整備した上で、地域一体を面的に捉え、保存と活用が両立するよう、地域振興、観光振興策と連携することが必要である。あわせて、文化財保存・修理・活用に係る調整を図る専門職員(例えば、文化財コーディネーター(仮称))を配置し、都道府県内の市町村や、さまざまな施設、所有者からの相談に対し、文化財の保存と活用が両立するよう、専門的な観点から相談・調整、助言を行いながら、地域の特色を生かす地域振興、観光振興策と連携することが有効である。

文化財に関する保存科学等の担当者が全国的にも十分でないため、中核的な博物館等が複数の関係機関との連携によって文化財の専門家のネットワークを構築し、域内で協力してもらえ体制を整えることが有効である。

博物館等で単に文化財、作品を鑑賞するのではなく、文化財の歴史などを語る語り部が介在することが有効であり、ボランティアに対しても講習が必要である。育成されたボランティアによる鑑賞ガイドスタッフや通訳案内士などを登録し博物館等に派遣するシステム構築や、講習を受けた専門のスタッフ配置も有効である。

公立博物館等が、新たな収入が得られ、展示企画や保存修理にフィードバックできるような制度や仕組みを作る検討をすることが必要である。

② これからの文化財公開・活用に係るセンター機能の在り方

平成 29 年 6 月に示された政府の方針²⁴において、文化財の更なる公開・活用に係るセンター機能の整備等による保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図ることが提言された。これらの提言を踏まえ、次のような方向性などを検討した。

文化財の保存・活用を両立させるために、文化財所有者・管理団体、博物館等などの関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠である。特に、専門学芸員や保存科学等の専門家が全国的に十分に配置されていない状況においては、文化財の活用に当り必要不可欠である取扱いの在り方や、保存修理の知識・技能について、専門職員が保存科学の観点からの取扱いや、修理の方法や適切性に関する評価等に関して一元的に相談できる機能があることが期待される。このため、センターにおいては、これまで文化財の関係機関の取組によって蓄積された成果²⁵を活かしながら、文化財の展示環境に関する科学的データの蓄積、文化

²⁴ 参考資料 15 頁

²⁵ 参考：平成 23 年東日本大震災を契機として国内の博物館・美術館・図書館・学会等の関係者が参画し、文化財の防災対策と被災文化財の救援体制の構築を進めてきた「文化財防災ネットワーク事業」において体制づくり、調査研究、人材育成を推進している。

財の保存状況や材質による専門的助言等を行うシンクタンク機能を有することが期待される。

また、まとまって観ることの無い国宝・重要文化財を鑑賞する機会の少ない地域や海外での展示、国指定文化財を活用した地方での企画に対する助言や共同実施、文化財のデジタルアーカイブ化等を通じて、国内外の人々が我が国の文化財に接する機会を拡大するような役割・機能を果たすことが期待される。

国は、国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進し、広く国内外に国宝・重要文化財等の情報を発信する取組を支援する必要がある。その際、デジタルアーカイブ化されたコンテンツの内容の充実や英語訳による発信、デジタルアーカイブの利活用などの取組について、利用する側からの視点で改善を図ることが期待される。更に、脆弱な文化財を補完する高精細レプリカ等について、企業や大学等との連携により①最新技術等を活用した高精細レプリカやVR等を寄付型プロジェクトで制作・活用するなどの取組や、②所有者等が高精細レプリカ等制作時に助言を得られるような取組、③高精細画像を利活用した商品化など、新たなビジネスモデルを創出するような取組を推進し、全国の博物館等の教育普及活動等に効果的な取組を普及することが期待される。

上記のような取組を、海外の取組も参考にしながら、専門的な見地から機動的に対応できる機能を備えるため、キュレーター(企画)、ファンドレイザー(資金調達)、レジストラ(作品履歴管理)、コンサバター(修理)、広報等の専門職で構成される体制を整備することが必要である。

(2) 先端技術と連携した文化財(美術工芸品)の新たな公開・活用方策 (伝統技術と先端技術との連携)

国は、我が国の国宝・重要文化財等(美術工芸品)が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合や、制作当初の状態を伺いたい場合に、国指定文化財としての固有の価値を可能な限り再現した模写模造を制作している。このような模写模造とは、オリジナル作品の材料と制作技術を考証しながら忠実に再現するもので、脆弱なオリジナル作品の代替えとして公開・活用に用いるほか、将来はそれ自体が文化財として保存されることを想定して制作されてきた²⁶。これらの取組を通じて、文化財の公開を促進し、国指定文化財等の保存及び制作に必要な伝統技術の継承、文化財への理解を進めることが可能となるとともに、制作の過程で得られる技法や描法、材料に関する知見は、作品を適切に保存・活用する上で欠かせない情報として文化財の伝承とともに、後世へ伝えていく必要がある。このような蓄積を永続的に伝え生かしていくための取組を推進することが重要である。

新たな取組として、制作の過程で得られる技法や描法に関する知見を最新のデジタル技術に転化し、近年進展が著しい高精細レプリカやVRへの活用促進の可能性を探るため、先駆的事例の調査、先進的作品を用いた実証、今後の活用の方向性などを普及する取組などが期待される。

文化財の「活用」の一環として、歴史的な資料、工法、技法などを使用して復元した美術工芸品は、材質、形状、作り方等の説明を付すことで魅力が向上する。また、先端技術を活用することで、文化財の活用だけではなく、保存や普及等にも効果がある。本物の文化財の保存・

²⁶ 参考資料 24～25 頁

活用と併行し、文化財のデジタルアーカイブ化、模写模造、高精細レプリカ、VR等による公開・活用も展開するための支援を活用し、計画的に推進することが必要である。

襖絵など、美術工芸品の劣化を防ぐため収蔵庫に保存し、元々あった建造物の中に展示していない事例があり、本来の建造物との一体性が見えず、文化財が存在する空間の魅力が下がってしまうこともあるため、高精細レプリカの技術を活用し、それを設置することは、建造物の本来の価値を再現するという点において有効である。また、日常生活の中で、商品に活用された高精細画像や伝統工芸品などのレプリカを活用することは文化財へ興味関心を高めるとともに、文化財の2次的情報の活用による商品化など経済的な活用が可能となる取組を推進することは有効である。

高精度のレプリカによって文化財に親しみ学ぶ機会を拡げつつ、世界に一つしかないオリジナル作品への畏敬・憧憬を育むよう学校教育プログラム等に博物館等の作品鑑賞を組み込むような取組を支援することが必要である。

3 文化財（美術工芸品）を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保、及び環境整備の在り方について

(1) 学芸員、保存修理等の専門性向上を含めた保存と活用を促進するための人材育成・確保について

(今後新たに必要な専門人材の確保)

新たな保存活用に係るニーズに対応するため、学芸員、文化財行政、保存修理等の専門性を前提に、総合的に文化財の保存・活用を推進できる新たな専門人材が必要である。あわせて、地域包括的、分野横断的に助言、コーディネートを行い、保存と公開を両立させ活用を推進する新たな専門人材の育成が必要である。また、美術工芸品に関する専門性をもった人材が地方自治体には少ない現状を踏まえつつ、地方自治体の学芸員等の配置において専門性を活かした職員の配置を促すべきである。地方自治体で文化財行政を担当する行政官は短期間で異動してしまうため、専任で長期にわたり文化財行政を担当するような人材の配置や、管理指導員の職務内容を充実して文化財に関する専門性の高い民間人材等、文化財管理指導員制度を活用して配置し、自治体の指導に当たることも考えられる。

国や前述の文化財公開・活用に係るセンター機能、都道府県等のそれぞれの段階で学芸員等の配置や研修を総合的に検討する必要がある。例えば、都道府県立博物館等の地域の中核館には、保存科学の専門家を配置し、市町村の博物館等からの相談に対応するなど、国及び地域全体を捉えた人材の確保が期待される。

(学芸員、保存修理に係る専門人材のキャリア確立)

学芸員等の専門性を向上させるためには経験を積むこととあわせて、国、都道府県レベル、博物館等関係団体など、各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に学芸員の研修機会を提供し、学芸員等が専門人材としてキャリアを確立していくために、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、全国またはブロックの指導的立場の職員、博物館長等の管理職を対象としたマネジメント研修、エドゥケーター研修など専門分野別の研修のうち高度なものを行う。さらに、都道府県が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の養成、

学芸員の活動に関する情報の収集・提供などを行う必要がある。特に、国立美術館・博物館は、専門的・技術的研修を実施する中核機関として、都道府県レベルでの研修実施機関や中核的な博物館等とのネットワーク形成や、ナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。

現在、様々な博物館等の学芸員等を対象とした研修が行われているが、国、地方公共団体は、学芸員等が自らの専門性向上を図るための初任者、中堅職員を対象に、経験年数別の実務研修等を行うとともに、博物館等を支援するため関連する情報の収集・提供などを行う必要がある。また、博物館等関係団体においても、相互の情報交換とともに、専門分野別の課題に関する研修などを充実することが期待される。

学芸員に研修の参加を促すには、都道府県単位で組織されている博物館等の協議会等との連携が有効である。既存のセミナーや講習と連動させて実務研修等を設定することで、参加がしやすくなり、幅広い受講が見込まれる。学芸員資格は美術館、歴史博物館、動物園、水族館においても同じ資格として求められるものであるが、研修等ではそれぞれの分野の専門性を確保し、学芸員としての職務を整理することが必要である。また、研修に修了証を出すことや学芸員が研修を受けられるように行政や設置者が支援するシステムが重要である。

保存と活用を促進することについて考える場合、博物館等には調査研究や展示の企画等を担当する学芸員の他にも、保存科学、保存修理技術に関する知識をもった専門家も配置する必要がある。また、保存科学等の専門的なスキルだけでなく、テクノロジーを使ったり理解したりするようなスキルについても検討が必要である。

学芸員は、個々の文化財に対して対応するのではなく、全体としてとらえて解決していく資質を構築する必要がある。地域の文化財について調査・保存の対策を講じ、歴史的価値、学術的価値、芸術的価値づけ、発信することができる学芸員は、地域の文化・歴史を語る上で欠かせない重要な役割を担っている。そのため、地方自治体は、文化財部署のみではなく、首長部局にも学芸員を配置することで、文化財部局と観光部局との一層の連携が図られることが期待される。また、埋蔵文化財だけではなく美術工芸品も含めた豊富な専門領域を持つ学芸員の配置及び育成が必要である。

人材育成に関して、大学及び大学院における保存修理に関する課程が閉講するなど厳しい状況にある。このため、大学学部段階の学芸員資格のみならず、大学、博物館等、文化財機構等による養成とともに、博物館等における採用、現職の学芸員等の研修を一体的に捉え、今後、文化財の保存活用に関わる担い手を育成するためのシステムを構築することが必要である。保存修理に関し、技術と経験の積み上げにより、文化財やその状態の総合的な見極めをできる者がコンサバターであり、その考え方を身に着けていけば、コンサバターの役割を果たす人材は増える。

(修理及び保存修理に関する人材の専門性向上)

選定保存技術団体、独立行政法人、国による資格制度やキャリア確立のための研修などの取組が行われているが、研修を修了した者の専門性を社会に対して明示することを通じて文化財の保存・活用にかかわる者のキャリアパスを確立する必要がある。今後の課題として、所有者等が修理の依頼先を判断する際の要素となりうる修理技術者の資格創設を検討することが必要である。

修理時期の判断が大切だが、そのタイミングを適切に判断することは難しい。各館において、

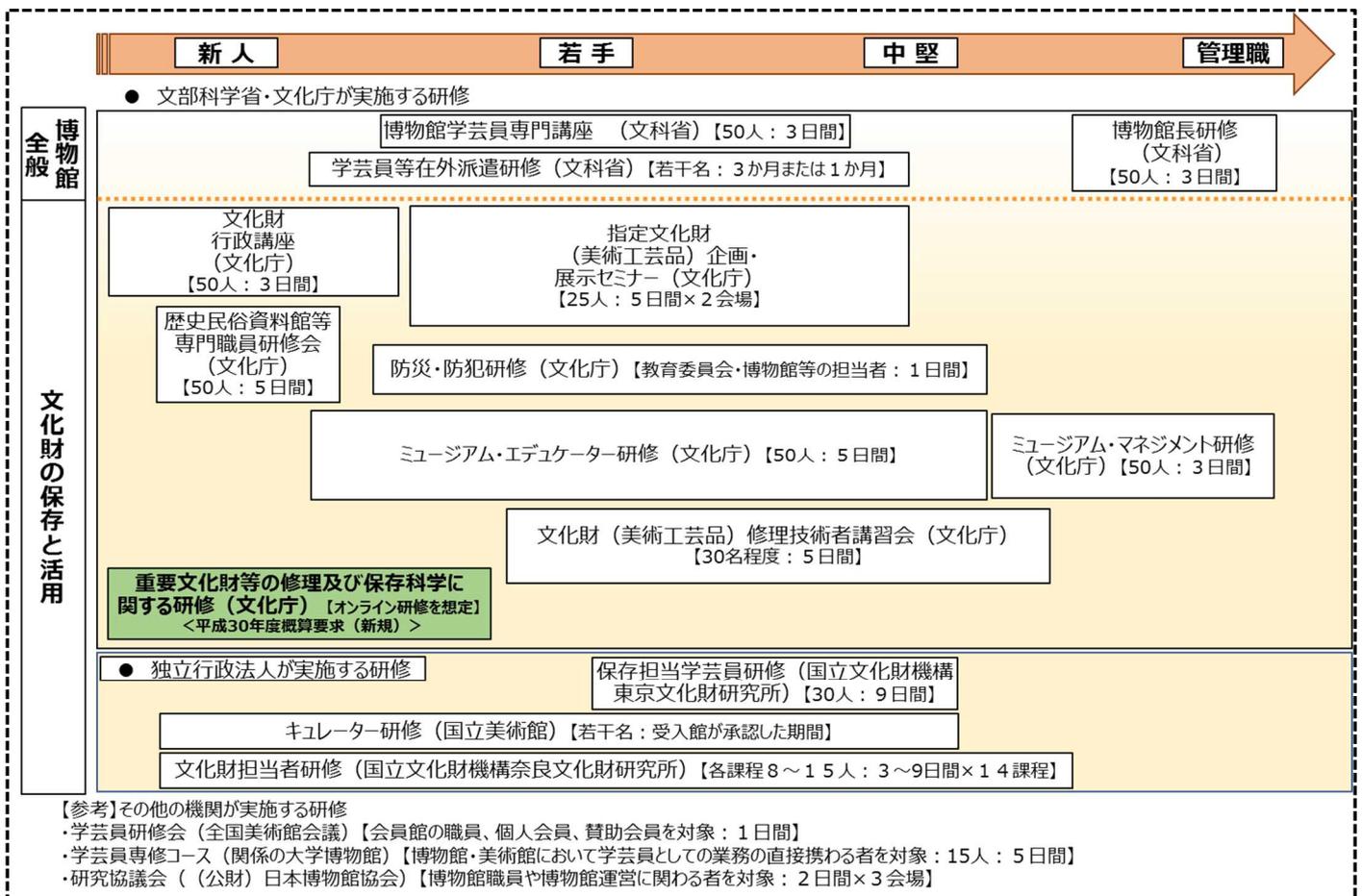
予算を計上して修理をすることが必要なタイミングを判断する基準を明らかにするほか、学芸員は、修理や保存科学に関する基礎的・体系的な知識を身に付けることが必要である。

文化財修理技術者の養成のためには、どれだけ多くの修理事業に関わることができるかという点が最も重要であるが、あわせて、保存修理を中心とした知識や人文科学・自然科学・保存科学、美術史・書誌学・歴史学等の知識、それらと関係者と協議し、修理方針をまとめることができるコミュニケーション能力も必要である。また、それらの能力を総合的に習得するための研修とともにOJTの仕組みを構築することが必要である。

保存と活用の現場での調整の中で、適切に判断することが求められるため、保存科学や修理に関する知識・技能に合わせて、行動規範や倫理、コミュニケーション能力に関する知識も兼ね備えた人材を育成する必要がある。

重要文化財等(美術工芸品)の展示など公開を促進する観点から、学芸員等が、き損・劣化した文化財の修理、腐食・劣化の進行を防止、材質の分析、文化財に適した展示・保存環境などに係る保存科学等に関する基礎的・総合的な知識・技能を習得するためのカリキュラム開発や既存の研修を充実することが必要である。また、国は、このような研修について、保存科学の専門家、専門機関、修理事業者及び専門家等が参画したモデルとなる実践的な研修内容を開発することが期待される。なお、幅広い人材の育成に活用される観点から、博物館等の学芸員や地方公共団体の文化財担当者を対象にオンライン研修を実施することも有効であり、あわせて、学芸員等が研修を受けることができる環境を整えることが必要である。

(参考) 文化財の保存と活用(美術工芸品)及び博物館等に関する学芸員等の研修体系



(2) 文化財（美術工芸品）を確実に継承するための環境整備

収蔵及び展示環境を整備することは基本的かつ最重要の保存・活用の在り方である。収蔵展示収蔵庫などを活用した好事例モデルを共有する仕組みをつくることが有効である。その際、日本は地震等による被害が発生する可能性があることも踏まえる必要がある。

修理費用等、日常的な維持管理費が不足していることにあわせて、修理に必要な道具と材料に関しても確保が難しく、さらに修理技能者の後継者不足の問題は深刻である。修理技術の継承という観点からも、文化庁で計画的・戦略的に修理を行うとともに、選定保存技術保持者等の取組の支援を充実することが必要である。

海外の美術館を例に、文化芸術への再投資とインフラ整備の一環として、文化財を保存・購入のためのクラウドファンディングも有効である。その際、一般の人たちが少額でも関わることで、“私の、みんなの文化財”意識と誇りを当事者として育むことが重要である。

県指定の文化財を中心に修理が必要かどうかの保存状況調査を実施し、修理が必要な場合は所有者に修理事業者や専門家を紹介して修理を補助する取組を実施している例がある。このような文化財の保存状況調査が個々の文化財の所在や状態を改めて確認することにつながる。また、文化財の保存状況調査の結果、新たに価値付けされた文化財が地方創生にもつながることを踏まえ、今後、これらの取組を推進することが重要である。

相続時の相続評価について、美術工芸品の経済的価値の評価は評価者によって変動し、一定の評価基準がない。また、次世代に確実に継承するためにも、文化財を公共財ととらえ、未指定品も含めた相続税に関する優遇措置が有効である。文化財（美術工芸品）の博物館等への寄託促進による次世代への確実な継承とともに、博物館等のコレクションの充実を通じて社会に広く展覧する機会が増えるため、このようなスキームを活用した相続における負担を軽減するための相続税の納税猶予など特例措置について検討することが必要である。

文化財保存修理に関わる技術者や資金を確保することが困難である現状において、所有者のみで対応するのではなく、自治体やNPO法人、民間企業との連携等などにより、保存活用について相談できる体制の整備や、地方の小さな博物館等では、小さな修理でも対応に困ることがあるため、安心して作品を修理のために預けられるようなシステムの構築が期待される。また、修理保存や展示公開に係る産業のスキームを見直す必要がある。

自然災害において被災した文化財の緊急的な保護のための被災状況調査や、応急処置等を実施した「文化財レスキュー事業」²⁷や、震災等の経験を踏まえ自然災害に向けた予防・突発的な対策としての国内体制づくり、調査研究、人材育成等を行う「防災ネットワーク推進事業」のこれまでの蓄積を生かした文化財を確実に継承するための取組を推進する必要がある。

平成 8 年 7 月 1 2 日
文化庁長官裁定
平成 29 年〇月〇日改訂

「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」改訂案

文化財保護法において、文部科学大臣は、我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高く重要なものは重要文化財として、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる、とされている。これら国宝・重要文化財（美術工芸品。以下「重要文化財等」という。）の公開を行うことは、国民の文化財に親しむ機会を確保し、文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する観点から積極的に推進する必要がある。

一方で、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多く、季節に合わせ公開する、曝涼などの機会に公開するなど、伝統的手法によって、長期間にわたる公開を避けて保存・継承してきた。これは文化財を保護し、後世に伝えるためのものであり、このような実績を踏まえつつ、我々は、公開によって歴史上・芸術上・学術上極めて貴重な文化財が損なわれることがないように、保存や公開における取扱いについては細心の注意を払わなければならない。

本要項は、重要文化財等の公開と保存の調和を図るため、文化財保護法第 53 条に基づき、所有者及び管理団体（以下「所有者等」という。）以外の者が移動を伴い、重要文化財等が通常保管されている施設以外の施設において公開を行う（寄託品や長期貸与品などを除く。）場合に、多様な重要文化財等に対して対応が可能なかたちで適切な取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針である。

公開を実施する場合には、この要項を参照し、公開をする施設の学芸員等及び施設長が十分留意し、責任を持って適切に取り扱い等を行うことが期待される。また、所有者が、重要文化財等が通常保管されている施設で公開する際にも、同施設において適切な展示・公開条件を策定し、その条件に従うか、若しくはこの要項に定める事項に基づき適切な取扱い等を行うことが期待される。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ、専門的知識に基づいた学芸員等が、その特性や状態について十分把握した上で、対象の重要文化財等を扱うことが必要である。あわせて、公開を実施する施設の施設長は、対象の重要文化財等の公開に責任を持ち、公開に伴うき損や劣化が起こらないよう、適切な管理体制を組織することが必要である。

上記を踏まえた上でも、重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導及び助言を求め、協議し、適切な公開に努めることとする。

1 公開を避けなければならないもの

- (1) き損や劣化の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損や劣化が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われ、甚大なき損や劣化の懸念が払拭されるまで公開を行わないこと。
- (2) 材質が極めてぜい弱である、寸法が特に大きい、形状が複雑である、き損や劣化の程度が著しいなどの理由により、移動による劣化の進行やき損等の危険性が極めて高いと考えられる重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

2 公開のための移動回数及び期間

- (1) 1に定めるもの以外の重要文化財等については、原則として公開のための移動回数は年間2回以内とする。この場合、1展覧会に伴う移動回数は原則1往復1回と考えること。また、公開日数は年間延べ60日以内とすること。この場合、年間とは公開された期間の開始日から起算して1年間と考えること。なお、本要項6として後述する材質や種類等を踏まえた個別の重要文化財等の公開における留意事項も参照の上、適切に公開すること。
- (2) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、特に個々の保存状態に問題が生じないと考えられるものに限り、材質が石、土、金属等（本要項6に記載するものに限る。）については、公開日数を年間延べ150日以内とする。
- (3) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、2(2)に該当しないもので、特に個々の保存状態に問題が生じないと考えられるものに限り、特別な理由があり年間の公開日数を延長したい場合については、事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議し、公開後2年間収蔵庫に保管するなど、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を執った上で、年間延べ100日まで公開することができる。
- (4) 1に定めるもの以外の重要文化財等のうち、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、原則として、年間公開日数の限度を延べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温度及び湿度に急激な変化を与えないようにすること。

3 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

重要文化財等の陳列、撮影、点検、梱包及び撤収は、対象の重要文化財等の特性や状態を十分把握した学芸員等が取扱うこと。

4 公開の方法

- (1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（寸法が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。
 - ① 展示ケースのガラス等は、十分な強度を有し、飛散防止措置を講じたものを使用すること。
 - ② 移動展示ケースは重心を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。
- (2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

- ① 展示ケース内の温度及び湿度の調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上で、エアタイトケースを適切に使用する、調湿剤を使用する、データロガーによる温度及び湿度の計測を続けるなど適切な方法で維持すること。
- ② 展示ケース等の作製に当たっては、文化財に悪影響のあるガスを発生するおそれのある素材や接着剤等を使用する場合は、使用量や通風乾燥期間を適切に設け、定期的にケース内濃度を確認すること。
- ③ 卷子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角 30 度以下にすること。
- ④ 公開中、展示されている文化財の定期的な点検をする機会を設けること。

5 公開の環境

重要文化財等の公開は、大気汚染、文化財に悪影響のあるガス、かび、じんあい等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行い、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境との大きな差や、展示室内の温度及び湿度の急激な変化が生じないようにすることに留意しつつ、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持するこ

(1) 慣らし

常時置かれてきた場所とは異なる環境に輸送したものの梱包を解く時は、24 時間程度の十分な慣らしの期間を確保すること。

(2) 展示ケース内の温度及び湿度の調整

展示ケース内の温度は摂氏 22 度±1 度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は 55 パーセント±5 パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を目安とすること。ただし、金属製品の相対湿度は 50 パーセント以下を、近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの相対湿度は 50 パーセントから 55 パーセント程度を目安とすること。

なお、温度及び湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び個々の保存状態に応じて適切に判断すること。

(3) 露出展示（展示ケース外での展示）

1 (2) に定めるもの以外の重要文化財等のうち、寸法が大きく展示ケース内に展示できないなどにより露出展示しなければならない場合は、展示室の温度及び湿度が(2)と同様になるように努め、結界等により接触防止の措置を必ず講じること。

(4) 照度

- ① 照度は原則として 150 ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、露光時間を勘案して照度をさらに低く保つこと。
- ② 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものを用い、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。
- ③ 紫外線や赤外線の出ない LED 照明等を使用する場合も、①の原則と同様に取り扱う

こと。

- ③写真や動画撮影に使用する照明についても，照度や露光時間については十分留意すること。

6 個別の重要文化財等の公開における留意事項

重要文化財等の公開が適切なものとなるよう，特に個々の保存状態に問題が生じることがないと考えられ，劣化しやすい材質を用いていない重要文化財等については，以下に示す各分野別の材質や種類等を踏まえた留意事項を参照すること。

(1) 絵画

- ・絵画の照度は100ルクス以下とすること。
- ・版画の公開日数は年間延べ30日以内で照度は50ルクス以下とすること。
- ・油絵の公開日数は年間延べ150日以内とすること。

(2) 彫刻

- ・金属製品の公開日数は年間延べ150日以内とすること。
- ・単一素材の彫刻作品（一木造り，彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導及び助言を求め，協議し，適切な公開に努めること。

(3) 工芸

- ・陶磁器，銅製品などの工芸品の公開日数は年間延べ150日以内とすること。
- ・漆工品，甲冑類の照度は100ルクス以下とすること。
- ・染織品の照度は80ルクス以下とすること。

(4) 考古

- ・材質が石，土，ガラス又は金属製品のものの公開日数は年間延べ150日以内とすること。

(5) 書跡・典籍・古文書

- ・照度は100ルクス以下とすること。

(6) 歴史資料

- ・近代の洋紙を利用した文書・典籍類，図面類，写真類などの照度は50ルクス以下とすること。
- ・特に，青焼，こまにやくばん蒟蒻版など極めて脆弱な材質の文化財，ニトロセルロースフィルムなどの可燃性のあるもの，酢酸セルロースフィルムやゴム系の材料などで揮発性物質を発生させるものなど，専門的な観点から取扱に注意を要するものについては，文化庁文化財部美術学芸課に技術的指導及び助言を求め，協議し，適切な公開に努めること。

美術工芸品における個別の保存活用計画フォーマット(案)

基本情報	名称			
	名称ふりがな			
	員数			
	種別			
	指定番号			
	国宝・重文区分			
	指定年月日			
	歴史的価値 (解説文)			
	寸法・重量			
	品質・形状			
	所有者			
	管理団体・管理責任者			
所在場所 保存施設	所在地			
	保管施設の名称			
	専従管理者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	防災設備			
	防犯設備			
	留意事項			
修理	修理履歴	年	修理内容	補助事業
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	保存状態			
修理等の必要性 及び緊急性				

修理	修理計画	年	修理内容	補助事業
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	留意事項			
活用	移動公開履歴	年	移動公開先・内容	
	活用計画			
	留意事項			
行政手続履歴		年	手続内容	
保存活用計画更新履歴		年	更新内容	
備考				

保存活用計画作成に関する記録

記入年月日	記入者
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する
ワーキンググループ設置について

1 設置

国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方に等に関し、専門的な観点から十分な審議を行うため、文化審議会文化財分科会企画調査会（以下「企画調査会」という。）の下に、これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 検討事項

ワーキンググループでは主に次に掲げる事項を検討する

- (1) 国宝・重要文化財（美術工芸品）等の公開の在り方等について
- (2) 専門的人材等の育成・確保の在り方について
- (3) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための美術館・博物館等の機能強化と基盤整備について
- (4) その他、これからの文化財の保存と活用の多様な方策などについて

3 組織

- (1) ワーキンググループの委員は企画調査会の会長が指名する。
- (2) ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員の互選により選任する。
- (3) ワーキンググループにおいて、意見を聴くべき者を指名することができる。
- (4) そのほか、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、企画調査会が決める。

4 設置期間

ワーキンググループは、2の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループにおいて検討状況、及び結果を取りまとめた時は、企画調査会に報告するものとする。

6 その他

ワーキンググループの庶務は、文化庁文化財部美術学芸課が処理する。

文化審議会文化財分科会企画調査会
これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する
ワーキンググループ委員名簿

(50音順・敬称略)

◎座長，○副座長

- ・浅見龍介 東京国立博物館学芸企画部企画課長

- 太下義之 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
芸術・文化政策センター 主席研究員／センター長

- ・岡部幹彦 江川文庫理事

- ・神居文彰 平等院住職

- ・佐々木秀彦 東京都歴史文化財団事務局企画担当課長

- ・佐野千絵 東京文化財研究所保存科学研究センター長

- ・田辺昌子 千葉県美術館副館長兼学芸課長

- ・野口 剛 根津美術館学芸課長

- ◎半田昌之 日本博物館協会専務理事

- ・安村敏信 板橋区立美術館元館長

文化審議会文化財分科会企画調査会
これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に
関するワーキンググループにおけるこれまでの審議経過

○ワーキンググループの設置：平成29年6月1日

○第1回

日時：平成29年6月22日

議題：・座長の選任等

・これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等について

○第2回

日時：平成29年7月13日

議題：・有識者ヒアリング

山本 記子 一般社団法人国宝修理装演師連盟 専務理事

陰山 修 公益財団法人美術院国宝修理所 所長

原田真由美 読売新聞東京本社 事業局次長兼文化事業部長

○第3回

日時：平成29年7月19日

議題：・有識者ヒアリング

冷泉 為人 公益財団冷泉家時雨亭文庫 理事長

・論点整理骨子（案）について

○第4回

日時：平成29年8月9日

議題：・論点整理（案）について

○第5回

日時：平成29年11月7日

議題：・個別の保存活用計画について

・国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項について

○第6回

日時：平成29年11月22日

議題：・とりまとめ（案）について